

国際交流ボランティア制度のご案内



公益財団法人 佐倉国際交流基金

SAKURA INTERNATIONAL EXCHANGE FOUNDATION

国際交流ボランティア制度要綱

制定 平成 23 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、国際交流事業にボランティアとして積極的に参加を希望する者に活動の場を提供し、地域における国際交流ニーズに効果的に対応するため、公益財団法人佐倉国際交流基金（以下、「基金」という。）が設置する「国際交流ボランティア制度」の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における「国際交流ボランティア」とは、国際交流事業にボランティアとして参加を希望する者として、基金が登録した者（以下「登録者」という）の総称とし、その活動は登録者の善意と自由意志に基づくものとする。

2 この要綱における「国際交流事業」とは、第 8 条に定める者が主催又は共催する国際交流を深めることを目的とする事業とする。

(ボランティアの種類と活動内容)

第 3 条 国際交流ボランティア（以下、「ボランティア」という。）の種類と活動内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 語学ボランティア

通訳（国際交流行事、国際親善スポーツ大会、イベント等）、翻訳（書簡文等）、日本語指導等、語学を通じて国際交流を深めるもの、ただし通訳案内、翻訳を営んでいるものの職域を侵さないものとする。

(2) 文化ボランティア

趣味、特技、外国生活体験等を生かして、国際交流を深める

もの（イベントの手伝い等を含む）

(3) ホストファミリーボランティア

ホストファミリーボランティアは、ホームステイとホームビジットの2種類とし、その内容は次のとおりとする。

ア. ホームステイ

外国人を家庭に宿泊させ、普段の家庭生活を体験する機会を通じて相互理解と交流を深めるもの。

イ. ホームビジット

外国人を家庭に招待し、普段の家庭生活に触れる機会を通じて相互理解と交流を深めるもの。

（登録の要件）

第4条 ボランティアに登録しようとする者は、「国際交流ボランティア制度」の趣旨を理解し、原則として市内で行われる国際交流事業に積極的に参加を希望する満20歳以上の者で、国籍を問わず、次の要件を備えている者とする。

- (1) 語学ボランティアの登録は、外国語について日常会話程度の語学力を有していること。
- (2) 文化ボランティアの登録は、趣味、特技、外国生活体験等についての技能や知識を有していること。趣味や特技等については指導経験があることが望ましい。
- (3) ホストファミリーボランティアの登録は、家族全員の同意を得ていること。

（申込み及び登録）

第5条 ボランティア登録を希望する者は、登録申込み書〔別紙1〕により基金宛

申込みを行うものとする。

- 2 基金は、前項に規定する申込み書を受理したときは、その内容を審査のうえ、登録の可否を決定し、その結果を当該申込者に通知する。
- 3 基金は、登録を可とした申込み者を速やかにボランティアとして登録するものとする。
- 4 登録は、複数の分野にわたって行うことができるものとする。

(登録期間)

第6条 ボランティアの登録期間は、基金及び登録者の双方に異議のない限り、継続されるものとして取扱うものとする。

(登録内容の変更)

第7条 登録者は、住所、氏名等に変更があった場合、速やかに基金に通知するものとする。

- 2 基金は、前項の通知を受けた場合、速やかに登録内容を変更するものとする。

(登録の抹消)

第8条 基金は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者本人から登録取消しの申し出があったとき。
- (2) 登録者が死亡したとき、又は連絡不能になったとき。
- (3) 登録者として不相当と認められる事由が発生したとき。

(紹介依頼者の要件等)

第9条 登録者の紹介を依頼することができる者は、次のとおりとし、

紹介を依頼できる事業は、原則として市内で開催される国際交流事業とする。

- (1) 基金
 - (2) 国及び地方公共団体並びにその関係機関
 - (3) 営利を目的としない団体及び個人
 - (4) その他基金代表理事が特に必要と認める者又は団体
- 2 前項に掲げる事業であっても、次に掲げる事業については対象としないものとする。
- (1) 営利を目的とする事業
 - (2) 政治又は宗教に関する事業
 - (3) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのある事業
 - (4) 特定の個人又は団体の利害に著しい影響を及ぼすおそれのある事業

(紹介の方法)

- 第10条 登録者の紹介を依頼しようとする者（以下、「紹介依頼者」という。）は、原則として事業実施の1ヶ月前までに、紹介依頼書〔別紙2〕を基金に提出しなければならない。
- 2 基金は、依頼内容を審査の上、適当と認めた場合は、登録者の中から適当と認める者を、本人の同意を得て、紹介通知書〔別紙3〕により紹介依頼者に通知するものとする。
 - 3 基金は、紹介が不可能な場合は、速やかに紹介依頼者に通知するものとする。
 - 4 第2項の通知を受けた紹介依頼者は、事業終了後、速やかに活動報告書〔別紙4〕を基金に提出するものとする。

(紹介の条件)

第 11 条 紹介依頼者は、登録者の活動が、自由意志に基づいた無報酬の活動であることに鑑み、無理な協力を強いないように、配慮しなければならない。

2 紹介依頼者及び登録者は、活動中又はこれに前後して、事故や約束事の不履行等により関係者が損害を被らないよう十分に配慮しなければならない。

3 紹介依頼者は、登録者のボランティア活動に伴う傷害等に備え、ボランティア保険又は傷害保険等に参加するものとする。

4 日程等、詳細についての連絡は、紹介依頼者の責任において行うものとする。

(報酬及び費用の負担)

第 12 条 登録者は、原則として無報酬でボランティア活動を行うものとする。

2 ボランティア活動にかかる費用の負担は次のとおりとする。

(1) 語学ボランティア及び文化ボランティア

活動に要する材料費等は、紹介依頼者が負担するものとする。また、紹介依頼者がボランティア活動に要する交通費の全額又は一部を負担することを妨げない。

(2) ホストファミリーボランティア

受入れに伴う基本的な費用（送迎交通費、家庭での食事、宿泊等）は登録者の負担とする。見学、通信、その他ホストファミリーボランティア利用者（以下、「利用者」という。）の個人的費用は利用者の負担とする。ただし、1 週間を超える長期ホームステイの場合は、原則として、利用者は実費を登録者に支払うものとする。

3 前項以外でボランティア活動に必要なとする経費の負担について

は、紹介依頼者と登録者との間で協議して決定する。

(危険負担等)

第 13 条 緊急又は不測の事態発生により登録者が活動不可能となった場合、基金はその賠償の責を負わない。

2 基金は、ボランティア活動に伴う登録者又は第三者の傷害等及び紹介依頼者が被った損害について、その賠償の責を負わない。

3 紹介依頼者は、万一、登録者又は第三者が、ボランティア活動に伴って、傷害等を被った時は、登録者又は第三者に対し誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(秘密の保持)

第 14 条 登録者は、活動によって知り得た情報をみだりに他人に知らせ又は目的外に使用してはならない。

2 紹介依頼者は、活動によって知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は目的外に使用してはならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、当基金の国際交流ボランティアとしてすでに登録されていた者は、この要綱に基づいて当基金の国際交流ボランティアとして登録されたものとみなす。